

7教人職第1006号
令和7年9月3日

区市町村教育委員会教育長 殿
各 出 張 所 長 殿
多 摩 教 育 事 務 所 長 殿

東京都教育委員会教育長
坂 本 雅 彦
(公 印 省 略)

令和7年度（令和8年4月1日異動）小学校教科担任制異校種期限付異動教員公募の実施について（通知）

小学校教科担任制異校種期限付異動実施要領第5の2に定めた公募の実施について、下記のとおり通知します。

記

1 募集要項の策定について

- (1) 公募を実施する教育委員会（各出張所を含む。以下同じ。）は、求める教員像を明確にした上で、「（別紙1）小学校教科担任制異校種期限付異動実施要領」及び「（別紙2）小学校教科担任制異校種期限付異動教員公募 募集要項」を参酌して、応募対象、募集人員、応募手続、選考方法等について記載した募集要項を策定する。
- (2) 募集年度は、令和7年度のみとすること。

2 応募の要件等

- (1) 東京都の公立中学校に勤務する理科又は保健体育科の主任教諭又は教諭で、令和7年度末現在、現任校に3年以上勤務し、年齢59歳以下の者とする。
- (2) 「令和7年度（令和8年4月1日異動）公立小中学校教員公募について（通知）（令和7年5月7日付7教人職第290号）」における「4 応募の要件（5）公募に応募できない者」は、本公募に応募することはできない。
- (3) 異なる3つ以上の地域の経験がない者も申し込むことができる。ただし、「東京都公立学校教員の定期異動実施要項」第5の1（1）イの記載にある通り、5校を経験するまでに、異なる3つの地域を経験するものとする。
- (4) 公立学校教員を対象とした他の公募に重複して応募することはできない。
- (5) 小学校免許の保有は要件としない。

3 募集の方法

- (1) 募集人数については、公募を実施する教育委員会が定める。
- (2) 公募を実施する教育委員会は、「（様式1）令和7年度 小学校教科担任制異校種期限付異動教員公募の実施」に必要事項を記載の上、東京都教育庁人事部職員課担当宛て提出する（締め切り…9月18日（木））。
- (3) 公募を実施する教育委員会は、自地区のホームページに10月1日（水）午前10時以降、「募集要項」及び選考方法等を掲載する。なお、必要に応じて書類の提出（校長推薦、学習指導案等）を求めることができる。
- (4) 応募希望者の所属長は、応募希望者へ「（様式2-2）小学校教科担任制異校種期限付異動公募応募用紙」（以下「応募用紙」という。）及び「（様式2-3）小学校教科担任制における教育の展開」（以下「教育の展開」という。）を配布する。
- (5) 応募希望者は、公募を実施する教育委員会のホームページにて募集に関する内容を確認し、「応募用紙」、「教育の展開」及び応募したい地区教育委員会が指定する必要書類等を作成の上、所属長が定める提出期限までに所属長へ提出する。
- (6) 所属長は、応募者から提出された「応募用紙」及び「教育の展開」等を、定められた期日に間に合うように自地区の教育委員会へ電子データで提出する。

- (7) 応募者が所属する教育委員会は、10月17日（金）までに教育庁人事部職員課担当宛て、下記の書類を電子データで提出する。
- ア （様式2-2、3）「応募用紙」、「教育の展開」
- イ （様式3）「令和7年度 公募応募者一覧表【教科担任制異校種期限付異動】」
- (8) 教育庁人事部は、10月24日（金）までに公募を実施する教育委員会宛て、下記の書類を電子データで送付する。
- ア （様式2-2、3）「応募用紙」、「教育の展開」
- イ （様式3）「令和7年度 公募応募者一覧表【教科担任制異校種期限付異動】」
- (9) 公募を実施する教育委員会は、応募者の所属する教育委員会に選考日程・当日持参する書類について通知する。応募者の所属する教育委員会は、所属長を通して、本人に通知する（実施期間10月30日（木）～11月27日（木））。
- 4 公募における選考の実施について
- (1) 公募を実施する教員委員会は、選考日程・選考方法・必要書類等について、応募者が所属する区市町村教育委員会及び所属長を通じて、応募者まで通知する。
- (2) 公募を実施する教育委員会は、書類及び面接等により選考を実施し、専門的知識、能力、意欲等を勘案して異動対象者を決定する。
- 5 選考の結果について
- (1) 公募を実施する教育委員会は、選考の結果を「（様式3）令和7年度 公募応募者一覧表【教科担任制異校種期限付異動】」に入力し、東京都教育庁人事部職員課担当宛て提出する（締め切り…11月28日（金））。
- (2) 選考結果について、東京都教育委員会が、12月中旬に応募者の所属する教育委員会及び所属長を通して、本人に可否のみ通知する。
- 6 配置等について
- (1) 東京都教育委員会は、選考によって異動対象となった者について、校長の具申及び区市町村教育委員会の内申に基づき、期限付異動教員として教科担任制実施校に配置する。
- (2) 教科担任制実施校に配置されて3年経過後は、異動した先の地区内中学校に配置する。
- 7 その他
- その他、人事異動の手続等については、「東京都公立学校教員の定期異動実施要綱」、「小学校教科担任制異校種期限付異動実施要領」の定めによる。

(担 当) 東京都教育庁人事部職員課
管理主事 山崎 大志
管理主事 赤羽 利章
電 話 03（5320）6795
E-mail:Taishi_Yamazaki@member.metro.tokyo.jp